〈書評〉

宮内泰介 著
『歩く，見る，聞く　人びとの自然再生』

（岩波書店，2017 年 2 月発行，224 頁，780 円＋税，ISBN 978-4-00-431647-3）

蔡　　伊　寧

人間社会と自然は切り離すことができない。本書は著者が自ら現場を歩いて，見て，聞いて，そこから，人と自然の相互関係，自然と社会の未来の形をテーマに，自然をめぐる各地の様々な「いとなみ」に物語的な要素を加えながら，その背後に隠れている含意を示した一般向けの新書である。それに加えて，環境社会学の基本的概念を事例をまじえてやさしい言葉で語りかける入門書の役割も果たしている。

著者の宮内泰介氏は自然と人，コミュニティのこれからのかかわり方を中心に，国内外のフィールドワークを続け，様々な市民活動，まちづくり活動にもかかわっている気鋭の環境社会学者である。今まで，環境保全の政策や活動においては，自然科学的な視点が重視されがちであった。しかし，環境保全は本来，社会的な営為であり，社会科学的な視点を抜きには語れない。著者が人びとの生活，人びととのいとなみから環境問題を考えるという視点は，これからますます重要になると評者は考えている。

章立ては以下の通りとなっている。

第 1 章　自然とは何だろうか？――人間との相互作用
第 2 章　コモンズ――地域みんなで自然にかかわるしくみ
第 3 章　合意は可能なのか――多様な価値の中でのしくみづくり
第 4 章　実践　人と自然を聞く
おわりにかえて　小さな物語から，人と自然の未来へ

第 1 章では，自然を守るという時に，原生自然を追い求めるのではなく，人と自然との相互関係が重要であることを強調し，自然に関わるいくつかの重要概念を著者の調査経験をもとに検討する。

宮城県北上町にある小滝集落の物語からこの本が始まる。この地域はリアス式海岸で平地がほとんど見られない。そのため，磯場が田んぼのような存在で，住民はそこから岩のりを採集して生活を支えてきた。岩のりの採集は自然のものを採集していることではない。小滝の住民は岩のりがつきやすいように積極的に岩場を改変して，その築磯工事で自然を変えてきた。小滝の浜は自然の海岸のように見えるが，そこには長い人間の関与があった。ここに生育するヨシ原も実はもとからあった自然ではなく，明治から昭和にかけて河川改修（追波川を経て追波湾に注ぐ放水

路が新北上川となった）事業の結果生まれたものである。住民にとっては，この新しい生態系に大量に生育するヨシ原の資源が海苔簀用，屋根材料や土壁用として集落の収入源ともなった。ヨシ原は，人間とのかかわり，歴史，経済を抜きに語れないし，変化するヨシ利用の方法に，人も社会も相互にかかわりあいながら変化をとげてきた。

ヨシ原は単に貴重な自然というだけではなく，今日，生物多様性の重要な要素でもある。他の植物が繁茂すると，ヨシ原は刈り取りや火入れなど人の手が加わらないと荒廃してしまう。琵琶湖や岩木川にある日本の代表的ヨシ原でも，このような人為的介入が行われてその植生が維持されてきた。その説明として，筆者は「中規模撹乱仮説」をとりあげる。撹乱が適度な規模で起きた場合，「弱い種」も生き延びることができ，全体として生物多様性が維持される。

近年の研究によって，日本列島が生物多様性上重要な場所になりえたのはその立地や気候条件にかかわると同時に，人間の活動の影響が大きいということが分かってきた。花粉化石や微粒炭を用いて植生史を研究してきた佐々木尚子・高原光氏は，近畿地方の 5 か所で人間活動による時代ごと，地域ごとに植生の違いを示した。この研究から，かなり古い段階から人間活動が植生に影響し，そのあり方が時代や地域によって多様であったことがわかってきた。「私たちは漠然と，昔の自然を取り戻そうと思いたくなることが多い。しかし，その「昔」がいつなのか，どこの「昔」なのかによって，自然の姿はずいぶん違ってくる。そして，おもしろいことに，どうやらそうした地域や時期による自然の違いこそが，日本列島の多様な植生や生態系の維持に貢献してきたとも言えそうなのだ」（27 頁）と，時空間における多様性の重要性を主張する。

自然保護はただ常識的に考えてはいけない。保護には人間の「正しい」関与が必要だが，そのバランスを正確に把握するのは簡単ではない。戦後の高度成長期の自然保護は，開発との対決という側面や「原生自然」志向が強かった。日本でも，1980 年代には，すでに経済的価値がなくなっていた里山の保全が自然保護運動の一面として表舞台に出てくる。1990 年代になると，生物多様性という新しい概念が重視される。

1997 年に，米国の環境経済学者ロバート・コスタンザが提起した「生態系サービス」の概念は，「供給サービス」，「調整サービス」，「文化的サービス」という人間に直接利益をもたらしてくれる 3 つのサービスからなる。さらにそれらのサービスを支える「基盤サービス」がある。「生態系サービス」評価を通して，人間の生活，福利にとって自然がどういう価値を持つかということがわかる。

次に著者は民族植物学者の中尾佐助が使用した「半栽培」概念に敷衍し，著者自身の考えを含めて検討する。ソロモン諸島のアマウ，オサゾウムシ，ハイイロクスクス，中国浙江省や安徽省の畑雑草などの例をあげ，自然なのか人工なのかという二分法ではなく，もっと自然を複層的に見ることの重要性を指摘する。栽培化のプロセスとしての半栽培という中尾が提唱した意味に加えて，筆者は生育環境の改変による半栽培，人間の認識の変化による半栽培の 3 類型を提起する。半栽培として自然を見る場合，人間と自然の相互作用を静的にとらえるのではなく，半栽培が時空間でダイナミックに変化する動的概念として把握する重要性を指摘する。こうした半栽培への理解がないと，「自然を守ろう」は「自然から人間を排除しよう」となり，時には住民への

抑圧となる。特に発展途上国においてその危険性がつきまとい，実際にそういう傾向が強いという。その事例として，タンザニアのセレンゲティ地域で自然保護政策が住民の生活を圧迫してきた状況（早稲田大学の岩井雪乃の研究）をとりあげる。このような住民は「自然保護難民」と呼ばれる。その原因として原生自然幻想の強さに求める。「原生自然ではなく半栽培の重要性に気がつけば，その半栽培の多様性が何によってもたらされてきたのかがわかる。それは，人間の生活や生業がうみだす自然との間の多様な関係である。守らなければならないのは，幻想上の手つかずの自然ではなく，具体的な人と自然の相互関係のはずだ」（59 頁）という著者の主張につながる。

第 2 章では，人と自然との相互関係を支えつつ，人々の利益にもなる社会的なしくみとして，地域の人びとが共同で自然資源を管理・利用するコモンズを多方面から検討する。

ここで著者は再び小滝集落の磯物採集に例をとる。磯物には開口（解禁日）があり，その日時は契約講（契約会）が決める。契約講とは東北地方の一部に存在している集落ごとの伝統的な自治組織である。契約講が管理しているのは磯物だけではなく，海の資源，山の資源など多方面にわたるが，いったん決定されると住民は厳密にそのルールに従う。「自然を見ることは社会をみることだ。そして自然をめぐる社会のありようを考えたとき，いちばんの焦点となるのは，誰が自然にかかわるのか，誰が管理するのかという問題である」（77 頁）。イギリスでは，16 世紀の羊飼育の拡大や 18 世紀の穀類・肉類の海外需要に対応して，農民たちが放牧や薪炭材採取などに使っていた土地が，貴族や大地主たちによって囲い込まれていった。農民たちは生活のため土地を再び使えるように囲い込み反対運動をして権利を認めさせていった。このプロセスの中で権利としてアクセスが認められた土地がコモンズである。

1968 年に発表されたハーディンの「コモンズの悲劇」は，個人がそれぞれ勝手に資源にアクセスしようとすると，各個人は当然自分の利益を最大化しようと目論む。しかも土地は共有だから，その影響（環境負荷）は広く薄まり，影響は大したことないと思って個人はさらに利益を拡大しようとする。すべての人がこのような行動をとると，共有地全体としては環境負荷が過重にのしかかる。しかし，その理論を検証した経済学者エノリア・オストロムは，現実には，住民みずからルールを作って資源を持続的に管理している事例でハーディンを反証し，その功績でノーベル経済学賞を受賞している。

著者のコモンズの定義は，地域社会が一定のルールのもと，共同で持続的に管理している自然環境であり，その共同管理の仕組みそのものもコモンズとする。コモンズは誰の独占でもなく，地域住民がその景観を維持して地域に利益をもたらしてきた。そこで考えたのが「権利」である。日本のヨシ原の例では，住民の権利が法的には存在しないが，社会的には存在している。コモンズは必ずしも共同の所有である必要はない。むしろ，法律上の所有と実際の利用の権利がずれていることが多い。

フットパス発祥の地イギリスでは，誰でも歩くことができる小径であるフットパスが国内に網の目のように張りめぐらされている。国民は放牧地など，私有地内でも自由に小径を歩ける。そこには法的に認められた歩く権利がある。土地の所有者は，この歩く権利を尊重しなければなら

ない。その背景には，イギリスにおける歩く権利への長い運動の歴史がある。1932 年の「歩く権利法」，1949 年には「国立公園・田園アクセス法」が制定され，今日のフットパスにたどり着いた。北欧の万人権もこれに類似した権利である。北上川のヨシ原も，イギリスのフットパスも，北欧の万人権も，所有の権利と利用の権利がずれていることが多い。人と自然について考える時には，所有をめぐるこの多様なありように注目する必要がある。

所有や権利には，個人と集団の区分がある。さらに集団の共同所有には，個人の権利の集合としての共同の権利と，その集団が集団として持つ権利にわかれる。私たちはメリットがあるからこそ，集団的な形で自然とかかわるが，権利はその集団を抜けたら消滅する。これらの権利の利点は，みんなが納得できる適切かつ効率的，柔軟な資源管理である。

さらに著者はコモンズの 4 つの効用をあげる。①当事者たち自身によるルールによって適切な資源管理が可能になる。②地域の事情に応じた細かで柔軟なルール作りや利益の分配ができ，平等，弱者への配慮など，地域の価値観を反映した資源利用が可能になる。③その決め方も含めて地域の中での「納得」をもたらす。④個人や世帯を超えた地域全体の財産維持，地域全体の利益に資することができる。

コモンズというしくみは資源管理だけに突出した存在ではない。2011 年 3 月，東日本大震災で被害をうけた地域社会は存亡の危機に陥った。北上町では，住宅問題を解決するために，高台への集団移転が浮上する。そこで重要なのは住民間の合意形成である。その合意形成に役立ったのが契約講を中心とする地域組織であった。

第 3 章では不確実性と多元的な価値という現代的状況の下で，新しいコモンズのありかたを札幌市常盤地区の例から説明する。ふるさとの山林を守るために地域住民が結成した「ときわ里山倶楽部」は，隣接する私有地と公有地の両方を管理している。このように，個人ではなく，集団的に管理・利用する動きは，今日多くの地域で見られる。これは，伝統的な地域組織による自然資源の共同管理・利用の旧来のコモンズとは少し異るが，これもコモンズの一形態と考えられる。札幌市には「市民の森」という制度があり，行政は私有林の所有者と契約を結び，奨励金を支払い，森林整備を行う。これらは，行政と森林所有者，そして NPO も含めた協働でなされる。この新しいコモンズの特徴は，制度的な所有や権利より，それを守りたい，利用したいという人たちの意思が強く働いている。

これまで述べてきた例はすべてローカルな自然環境にローカルの人たちが管理し，利用してきたという営みだということがわかる。では，なぜローカルに行うほうがいいのか，著者は「不確実性」という問題から議論する。自然は複雑で，自然科学が現実に研究できるのはそのごく一部にすぎない。さらに，科学の手法そのものも不確実性を内在している。もう一つの「不確実性」とは，人間側の不確実性である。不確実性を前にして確実な答を出すことが大事なのではない。問題が解決されることが重要である。その解決法は，試行錯誤しながら進むことにほかならない。科学者だけではなく，その問題にかかわりのある人びととの間で合意形成をしながら計画し，それを実行する。このような自然管理の方法を「順応的管理」と言う。

2002 年，日本では「自然再生推進法」が制定され，順応的管理の考え方が初めて法律の中に

取り入れられた。順応的管理のモデルは，不確実な対象と不確実な方法論を前提に，モニタリングしながら計画を作り，また作り直していくこと，さらにはそこに多様な利害関係者の参画を保証するといった優れた考え方が含まれている。これが現在の先進的な環境保全で取り入れられている手法である。

しかし，この順応的管理のやり方がうまくいっていない事例も少なくない。誰が自然にかかわるべきなのか，どんな価値が重んじられるべきなのか，誰がどうそれを承認すべきなのかという三つの難題が「レジティマシー問題」である。人によって独自の価値観を持ち，価値と価値の衝突で同じ自然保護問題でも，対立する場合が多い。その環境にかかわる価値や担い手を誰かどのような手続きで承認したほうがいいか。このようにレジティマシー問題には決まった答はない。そのため，社会や地域に様々な価値があることをまず認識し，こうした多元的価値に対する感受性，人間存在や社会に関する感性が重要になってくる。人間は同じ価値を持つという一方的な思い込みでは環境保全は進まないのである。

このような文脈で大事になってくるのは合意形成である。合意形成をするためにワークショップという技法が 1990 年代から各地で取り入れられるようになった。利害関係者が集まり，小グループになって話し合うというやり方である。日本でよく使われる手法は，民族地理学者・文化人類学者の川喜田二郎が考案した KJ 法である。しかしこうしたワークショップの手法には限界がある。もともと関心がある人だけの意見の集約に限られてしまう危険がある。その欠点を補う技法として，「無作為抽出された市民による議論」という技法が開発された。しかし，この技法も，問題に強い利害と関心を持つ人と，何の影響もない人が同じ比重で意思決定に加わることになりかねない弱点がある。さらに，利害関係者の会議と無作為抽出で選ばれた市民による会議を並行するというハイブリッド型の手法も試みられている。エリアと問題によって，それに適した合意形成の技法を選ぶのが要諦である。さらにここでいう「合意」の範囲も，完全に意見が一致したというより，信頼関係のうえの妥協だったり，相互理解による納得だったりする。合意形成とは，納得へ向けての多面的なプロセスの束である。

現代社会では，新しいコモンズのあり方，自然環境をめぐるガバナンスのあり方が重要である。その鍵となるのは，柔らかいしくみ，順応的なガバナンスである。そのポイントとして著者は，①複数のゴールを考える，②試行錯誤を積極的に認めるの 2 点を強調する。

第 4 章では，著者自身の経験から，私たちに何ができるのかについて述べている。著者は数値化による自然把握という概念を示した。こうした定量的な手法は，全体の傾向を俯瞰し，広いエリアでの全体的な方策を考えることができる。

そうした全体的なものを把握するための最も有効な方法は「聞く」ことである。著者は地域住民の話を聞き，その話の中の自然・人・暮らし・歴史，そのすべてを全体として把握しようとする。「環境保全や地域づくりの実践の中で，聞き書きは不思議な力を持っている」（186 頁）。聞き書きの効用は，第一にとりくみやすいこと。第二は地域の自然や歴史，生活について，多面的に掘り起こせることだ。第三には，聞き書きそれ自体がコミュニケーションになるという側面もある。第四は，できあがった作品としての「聞き書き」が，読みやすく，また，人を引き付ける

ことである。

地域ではこのような多様な自然とのかかわりを科学的な手法で伝えようとしても，それはなかなか伝わりにくい。それが個人の「語り」として物語になったときに，地域や社会で共有される物語になりやすい。地域固有の歴史や多様な価値観に配慮しながら，試行錯誤を繰り返す。地域の人たちと，感受性をもった外部者が協働し，「聞く」という営みを中心に据えながら，人と自然の関係を作り直していく。そうしたローカルで地道な営みから，「大きな物語」に押しつぶされない，自分たちの物語，人と自然の物語を組み直すことができる。

本書は各地域の人びととの出会いを「小さな物語」として表現する。私たちは著者とともに，物語の主人公たちの話を聞き，その地域の自然再生について考える。本書を通して，私たちは今までの自然，人間，地域に対する再認識することができる。また，未来の地域づくりのしくみにも新たな啓発を与える。本書は，自然の科学分析になじまないニッチをどう理論づけるかをわかりやすく説明したポストモダン志向の好著である。

（関西大学大学院文学研究科・博士課程前期課程）